

## 第4回 宮城県男女共同参画審議会基本計画（第2次）検討部会会議録

日 時 平成22年6月16日（水）午前10時～正午  
出席委員 金子忠良委員，今野彩子委員，佐藤孝子委員，菅原真枝委員，高木龍一郎委員

### 1 開 会

事務局：本日はお忙しいところ，御出席いただきましてありがとうございます。  
ただいまから，宮城県男女共同参画審議会第2次基本計画検討部会を開催させていただきます。  
まず会議を始めます前に，御持参いただきました資料の確認をさせていただきます。  
お手元の「次第」をご覧ください。「次第」の下欄に表示しております資料です。

#### （事前送付資料及び既配付資料の確認）

それでは改めまして，本日の「次第」をご覧くださいと思います。

#### 議題

- （1）宮城県男女共同参画基本計画（第2次）中間案等について
- （2）その他

前回の5月26日の検討部会におきましては，部会委員3名の方に御出席いただきまして，第2次基本計画の中間案について御議論いただきました。

本日は議題にありますとおり，第2次計画の中間案策定に向け，最終的な御議論をいただきたいと思っております。

来る7月14日に開催される予定の男女共同参画審議会におきまして，本日よりまとめていただきます中間案を御報告いただくこととなります。

本日は限られた時間の中で取りまとめいただくこととなりますが，よろしく願いいたします。

では，ここからは高木部会長に進行をお願いいたします。

### 2 議 題

#### （1）宮城県男女共同参画基本計画（第2次）中間案等について

高木部会長：それでは，次第に従って進めてまいります。

ただ今司会の方からお話がありまして，本日は検討部会としての中間案の最終取りまとめを行います。

前回の検討部会では，出席した3人で議論させていただきましたが，今日はさらに2名の委員に加わっていただき，前回の議論を踏まえて，中間案の最終とりまとめを行いたいと思っております。

ただいま資料についての説明がありましたが，すでにお目通し頂いているとは思いますが，確認も含めて，事務局から資料の概要を御説明願います。

まず，内閣府において，国の中間案についての意見募集結果と基本的な考え方（案）がまとまったようですので，その概要を説明願います。

#### （事務局から，以下の資料に沿って説明。）

- ・平成22年6月3日（内閣府男女共同参画局）  
「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」意見募集の結果について
- ・平成22年6月7日（内閣府男女共同参画局）  
「基本問題・計画専門調査会（第61回）」（配布資料：資料1）

高木部会長：ありがとうございました。

ただいま，国の動向についての説明がありました。

まず最初に寄せられた意見，公聴会あるいは意見募集のまとめについて，汲むべき意見，あるいは宮城県として参考にすべき点，感想なども含めて何かありましたらお願いいたします。

金子委員：ざっと目を通した中で，全てもっともな意見だと思って読んでおりました。

佐藤委員：いくつか気になった点がありますが，「第5分野 男女の仕事と生活の調和」の「M字カーブの解消が必要であるとする前提に疑問を感じる。母親しか果たせない役割もあり，女性が出産・育児のためにいったん退職するのは悪いことではない。むしろ再就職すること

ができなかったり、再就職しても非正規雇用であったりすることが問題。育児休暇を数年間取れるようにするなど能力のある女性が安心して働ける環境作りを進めてほしい。」という意見に惹かれるものを感じました。

そのほかにも細かいところで気になるところがありました。

また、「第10分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」は、私自身関係のある分野ですが、あまりにも複雑多岐で広すぎるのではないかという気もいたしました。例えばDVと職業選択を一緒にして論じているところもあったり、あまりに網羅され過ぎているように感じました。

高木部会長：ありがとうございます。

公聴会の意見のほか、ネットでの意見募集など相手の顔が見えないところで寄せられた意見もありますから、まさに百人百様の価値観が反映されていると思います。

汲むべきところは汲み、また、このような価値観もあるということを知ることができるという点で意味のあるデータとっております。

もう一つの資料である「基本問題・計画専門調査会（第61回）」につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、国としては重点分野の第7分野として、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」を加えたことなどが特徴的です。

また、この検討部会でも、前回、横文字や片仮名の使い方について意見が出されましたが、国の公聴会等の意見でも、横文字あるいは英語の表記が多いという意見が出されています。

国では、その辺も意識したうえで、例えば「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」などと括弧書きで書いていますが、この辺についてはいかがでしょうか。

御意見、御感想などがあればお願いいたします。

金子委員：貧困というキーワードで、小田中会長からも「一人親家庭、特に母子家庭の貧困の問題」という意見が出されていますが、やはりこういう世の中なので、キーワードの一つとして入ってきたのかなと感じました。

今野委員：私も、国では重点分野の1つの分野としたところで、本県として、計画にどこまで反映すればいいのかなと思いました。

佐藤委員：今おっしゃられたように、横文字が気になるところがありました。

横文字を日本語の言葉に置き換えたのならば、日本語を先にして書く形のほうがいいと思っております。

菅原委員：国において15分野にわたって幅広い問題を整理されており、大変参考になります。総じて見ると、県の計画の中に追加すべきこともあるように思います。

高木部会長：ありがとうございます。

今お話があったように、国の重点分野の1つである「貧困など生活上の困難に直面する男女の支援」、これは小田中会長も関心を持っておられる項目ですが、特にこの中でも父子家庭、とすれば、これまでは母子家庭に対する様々な法制度、あるいは援助はありましたが、父子家庭というのもそれ以上、あるいは同等に援助が必要であり、それが社会に参加することを妨げている一つの要因になる、と国の方ではそういう危機意識を持っていらっしゃるんだと思います。また、菅原委員からお話がありましたとおり、国の基本的な考え方（案）については、今後もこの検討部会で参考にしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

それでは、続いて県の「基本計画（案）について」に入りたいと思っております。

前回の議論を取りまとめたいただいた「基本計画（案）」について、事務局から御説明をお願いします。

（事務局から、資料「基本計画（案）について」に沿って説明。）

高木部会長：ありがとうございます。

前回の検討部会で出された意見に沿って、事務局で計画（案）を修正していただきましたが、前回出席された金子委員あるいは菅原委員から、まず最初に、この基本計画（案）についての意見をお願いします。

前回の第3回検討部会を踏まえての修正事項ということですが、その修正事項が間違いないかどうか、あるいはお気づきの点がありましたらお願いします。

金子委員：概ね部会で出された意見は反映されているように思います。

先ほど佐藤委員から、片仮名の表記についての意見が出されましたが、まだ多く使用されているかなと思う部分も多少あります。また、「3 学校教育における男女共同参画の実現」で、「県立高校の男女共学化」に替えて、「キャリア・デザイン」を入れられたと思います。この片仮名の是非よりも、検討部会で出された意見に沿って苦勞して修正いただいたと思って読んでおりました。

詳しくは、後ほど意見を述べたいと思います。

菅原委員：前回の検討部会で出された意見は概ね反映されていると思います。

高木部会長：「男女共同参画の指標（案）」の「参考指標」では、項目の並べ替えをしていただきましたが、その統計数値の意味も含めて、単純に女性の割合を何%と表記したときに、全体として女性がそもそも少ないところで、数だけを取り上げて全体で数値化すると、必要以上に少なく見えるという意見が出される可能性もあります。

ですから、男性の中の男性管理職の割合や、女性の中の女性管理職の割合も参考として入れられればよいのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

猪股専門監：資料の後ろ2枚に付けております。

どういう形で入れ込むか難しかったので、「参考指標（詳細）」として、「男性職員（教員・労働者）に占める男性管理職（役職者）の割合」及び「女性職員（教員・労働者）に占める女性管理職（役職者）の割合」を示しております。

いずれ、これらの数値を算出することは可能でございますが、これをどういう形で指標案に反映させるかということについては、御検討いただければと思っております。

高木部会長：数値を算出していただいております。

これについては、検討部会ではなく審議会において、全体を見渡した上で、この数値の意味、あるいはその位置づけなどについて議論していただいた方が良いと考えております。

続いては、前回積み残しになった大きな問題として、必要性はこれまでの審議会等でも言われていながら、なかなかこの検討部会では踏み込んだ議論ができなかった「副題」の部分です。

事務局で工夫していただいて、タイトルの横に副題という形で付けていただいております。

この辺について、まず皆様から御意見をいただきたいと思っております。

金子委員：計画の体系の表記は、現計画のパンフレットの「計画の体系」に比べても、すっきりした感じはいたします。

現計画の副題については、横石委員たちが悩まれて作られたというのがやはり感じられます。

まず、「1 社会全体における男女共同参画の実現」の副題である「男女平等社会へのシステム・チェンジ」についてですが、これは逆に言えば「システム・チェンジを考えることによって、それから男女共同参画を考える」のであれば、悩んで作られただけあって、ある意味うまくできている副題だと、最近になって思うようになりました。

それから、「2 家庭における男女共同参画の実現」の副題である「共生と幸せの原点」は、「共生と幸せの始まりは家庭から」という意味であれば、このままでもいいのではないかと思います。

また、DVを「2 家庭における男女共同参画の実現」に位置づける一方で、女性に対する暴力の根絶を「1 社会全体における男女共同参画の実現」に位置づけるのは、国の重点分野も網羅できていいような感じがいたします。

高木部会長：全体としては、現計画の副題のままでいいのではないかと御意見でしょうか。

金子委員：よく作られた副題だと思います。

また、片仮名が多いということで「仕事と生活の調和」と表記したことについても、様々なホームページでや他県の状況を見てみると、「ワーク・ライフ・バランス」と表記されており、やはりある段階で知らしめておかなければいけないものと思われましたので、「基本目標」の「施策の方向」においても、括弧書きで表記しても良いような気がいたしました。

後段（第3章）では、「(ワーク・ライフ・バランス)」と括弧書きで表記しているので、片仮名片仮名と言って毛嫌いするのではなく、宮城県でも、「基本目標」の「施策の方向」で表記して良いのではないかとこの思いに傾きつつあります。

高木部会長：具体的には、「4 職場における男女共同参画の実現」の「(2) 仕事と生活の調和」の後に、(ワーク・ライフ・バランス)と入れるということでしょうか。

金子委員：前回の検討部会では、「和訳すれば分かるが、何のことか分からない方もいるのではないか」と言いましたが、ホームページであるとか、他市町村の状況等を見ていると、括弧書きでも表記しているところが多いので、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」と同様に、括弧書きで表記して良いような気がしました。

高木部会長：今のお話は、片仮名全体を嫌うのではなくて、一つの概念として定着しているようなものは、括弧書きで表記して良いのではないかという御意見でございます。

今野委員：私は計画の体系の中に副題を入れるというのは、想いとかメッセージ性が伝わって非常に良いことだと思いました。

その中で、特に「4 職場における男女共同参画の実現」の副題について考えています。

当社内でも女性の活躍を推進したいというのがありますが、ポジティブ・アクションということで、女性の活躍を推進するというような表現を会社の中でしてしまうと、どうしても不平等感というか、やりづらさや難しさを感じています。

ワーク・ライフ・バランスの方が受け入れやすいのは、全社員を対象にできるからということもあり、副題で「女性の活躍」を入れることはどうかと悩んでしまいます。

例えば、共同参画ということ表現するために、「共に創る新しい企業価値」や「競争力」、「企業文化」などのような表現にするなど、そのような副題をつけてもそろそろ良いのではないかと考えています。

高木部会長：「女性の活躍」とすると、違和感を覚える、あるいはそれに対する抵抗が出てくるということでしょうか。

今野委員：そうですね。企業の中で男女共同参画を推進していく立場としてはそのように感じます。

項目の一つに、「(1) 職場における女性の参画の促進」があることは良いと思いますが、副題に大きく「女性の活躍」という表現を用いることには疑問を感じます。

少し行き過ぎるかもしれませんが、男女で参画することによって新しい企業価値を創っていきましょう、という表現にできないかと思っています。

佐藤委員：2つ感じました。

1つは、「2 家庭における男女共同参画の実現」の副題である「共生と幸せの原点」についてです。これだけが他の副題と比較しても異質な言葉遣いのように思えます。

全ての基本目標に「実現」という言葉が入っております。

ということは、まだ実現されてないから「目指す」という感じが伝わってくるのですが、この副題には動きがないと言いますか、だからどうするのが伝わってこない感じがいたします。

例えば、「〇〇は共生と幸せの原点」などのようにすると、もっと分かりやすいのではないかと感じました。

もう1つは、「4 職場における男女共同参画の実現」の副題です。

今野委員がおっしゃったように「女性の活躍」は、キャッチコピーとしてはいいのですが、私も少し違和感を感じました。

行き過ぎているような、あるいは突出しているような感じがしますし、逆に捉える人もいるのではないかと危惧もいたします。

職場では能力がある人がその能力を認められて、給料なり昇進なりするのが自然な形であって、男だから女だからというのはいらないと思うのですが、「女性の活躍」と言われると、男性にしたらいしたことが無いけれども女性だから目立っている、というように思われるのは非常に心外ですし、このように逆な見方をされる可能性もあると思います。

高木部会長：菅原委員はどうでしょうか。

菅原委員：まず1つ目の「男女平等社会へのシステム・チェンジ」は、「平等」という言葉が使われています。

恐らく、現計画策定時には、男女平等ということ強調する必要があり、性別役割分業を解消した男女平等ということ意識されていたので、平等という言い方をされたのだと思います。

これは私が大崎市の条例制定に携わったときのことで、平等という言葉に対して、特に違和感を感じない人と、非常に強く反応する人がいらっしゃいました。

国の第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(案)を見ますと、男

女共同参画社会という言葉が使われていて、平等という言葉はほとんど使われていません。ただし、「1 目指すべき社会」に「① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」があり、使われていないわけではないのですが、副題というのは先ほど今野委員がおっしゃったとおりインパクトがあるものなので、反応する人は反応するという懸念があります。

それから、「2 家庭における男女共同参画の実現」の副題ですが、「共生と幸せの原点」ということで、共生という言葉が使われています。

これは誰と誰の共生を指すのかと言えば、子どもから大人まで、男女を含めて、ということになると思うのですが、そうすると、今回新しく事務局で加えていただいた「6 地域における男女共同参画の実現」の「多文化共生」と言われる分野と重複してしまう感じがいたしました。

そこで私が考えたのは、「共に築く幸せの原点」なのですが、先ほど今野委員がおっしゃった「共に創る企業文化」と、「共に」の表現が多くなってしまいますので再考中です。

「4 職場における男女共同参画の実現」に関しては、私も今野委員とまったく同じことを考えておりました。

これも先ほどの「1 社会全体における男女共同参画の実現」と同じように、女性の活躍ということを経営者が強調することが今の時代にあっているのかということも、もう一度考えた方がよいと思いますので、先ほど今野委員がおっしゃった案「共に創る新しい企業価値」、「競争力」、「企業文化」などはとても良いと思いました。

「6 地域における男女共同参画の実現」では、今回新しく「(1) 市町村における男女共同参画推進の支援」が加わり、また、定住外国人の問題などもそこに含まれるということも考えたときに、さらには、町内会活動、自治体の活動などに参加するような男女ということもイメージしたときに、副題の「新しい生活文化の創造」よりは、宮城県の現状として人口減少の問題もありますので、むしろ「安心して住み続けられる社会、まち」をつくることを、男女ともにやっというところのほうの方が実情にあっているのではないかと感じました。

具体的な副題が思い浮かんではいないのですが、そういうことを考えておりました。

高木部会長：それでは順番に副題を見直していこうと思いますが、部会長という取りまとめ役から一旦離れて、1 委員としていくつか気づいたことを申し上げさせていただき、議論の叩き台にしていただきたいと思います。

#### 「1 社会全体における男女共同参画の実現」

副題である「男女平等社会へのシステム・チェンジ」の「システム・チェンジ」というのは継続していい言葉だと思うのですが、私も「平等」という言葉はかなり引っかかりました。

むしろ、ここで端的になぜ「男女共同参画社会へのシステム・チェンジ」としなかったのだろうと思いました。

平等というのは、もちろん憲法でも保障されており、あらゆる場面で平等というのは当たり前なことなのですが、問題は、それを阻害しているような要因を外しての機会均等、つまり参加できる可能性を増しましよというものが男女共同参画で、国も県も基本的には同じスタンスだと思っていますので、言葉が繰り返されることにはなりますが、やはり「共同参画を実現する社会へのシステム・チェンジ」としたほうがいいのではないかとというのが、個人的な意見です。

#### 「2 家庭における男女共同参画の実現」

2点ほど気づいたことがあります。

まず1つは、施策の方向の(1)から(5)までの順番の並べ方です。

家庭内においても、男女の間で共同参画を実現しようというのが大きな目標ですが、それを阻害している要因ということで、「共に築く家庭生活への支援」と「子育てや介護に係る社会的支援の充実」を(1)と(2)に位置づけるのは理解できるのですが、その後の「高齢者等の自立支援」、それから「生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援」についてはいかがでしょうか。

そこで、「施策の方向」を次の順に並べてはどうかと思いました。

- (1) 共に築く家庭生活への支援
- (2) 子育てや介護に係る社会的支援の充実
- (3) ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶
- (4) 高齢者等の自立支援
- (5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援

それから、片仮名の使用についてですが、確かにドメスティック・バイオレンス、DVと

というのは、一般的に皆さん共通で認識している言葉だと思います。

このように、あえて「ドメスティック・バイオレンス（DV）」と表現することも良いのですが、家庭の中の問題ですから、「家庭内暴力（DV）」と表現することはいかがでしょうか。

### 「3 学校教育における男女共同参画の実現」

副題である「自立と共生の心を育む」ですが、順番からすると、ともに生きるということによって「共生」が先に来るべきかと思っておりますので、「自立と共生」の順番を変えて「共生と自立の心を育む」としたほうが良いと思っております。

### 「4 職場における男女共同参画の実現」

副題の「女性の活躍は企業の誇り」です。

女性の管理職の割合を考えたときに、先ほど佐藤委員がおっしゃったとおり、基本的な考え方は、男性だから・女性だからではなく、能力なり適性に依拠して企業の中で配置すべきだというのは、もちろんそうなのですが、いわゆる「ガラスシーリング」、ガラスの天井と言われるように、いくら能力があっても女性のほうは見えない天井に突き当たってそれ以上上にいけない、というのがアメリカでも日本でもずっと言われています。

現計画策定時、当時の榎石部会長が考えたときには、この辺を意識をされたのだろうと思います。

ですから、よりインパクトをもった言葉、表現とするように努めた結果だと思いますので、個人的にはかなり引っかかりはするのですが、キャンペーンの旗に書く文字としては、このような言葉で書いて、意識を喚起することも必要かと思われました。

### 「5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現」

副題の「ともに働き、輝きある暮らし」です。

先ほど佐藤委員からも、分野（基本目標）ごとに副題の表現の仕方がまちまちではないかという意見が出されましたが、そのとおりだと思います。

「1 社会全体における男女共同参画の実現」では、「システム・チェンジ」をしましょう、というのが元来でありますので、ここの副題としては「ともに働き、輝きある暮らしを」や「ともに働き、輝きある暮らしの実現」などといった表現も良いのではないかと思います。

### 「6 地域における男女共同参画の実現」

施策の方向の（1）（2）（3）全体を見てみますと、（1）は支援、（2）は促進をうたっていますが、新たに付け加えた（3）は「国際的な視野と多文化共生の視点」とされています。

例えば「多文化共生の視点確立」などのように、何をどうするのか、視点をどうするのかという表現としてはどうかと思われました。

以上が、全体としての総論ですが、まず、順に見ていきたいと思っております。

「1 社会全体における男女共同参画の実現」の副題の「平等」という言葉についてです。

ここで実現するのは、均等待遇の促進といったものではなく、共同参画社会を目指そうということなので、むしろ「男女共同参画社会へのシステム・チェンジ」あるいは「共同参画社会へのシステム・チェンジ」としてはどうかというものです。

佐藤委員：主題も副題もほとんど同じになってしまいます。

高木部会長：それも危惧します。

金子委員：「平等」という言葉を使うと賛否両論あると菅原委員も言われていましたが、「平等」という言葉を使うこと自体が、旧態依然の感覚が入ってくるような気がいたしますので、「平等」を外すことで良いと思います。

基本的には男女共同参画を論じているのであって、基本目標に「社会」と「男女共同参画」という言葉があっても、目標として単語を使うことは問題ないように思います。

男女をつけなくて「共同参画社会へのシステム・チェンジ」という表現でも良いような気がします。

高木部会長：男女はもう最初に入っているのです、単に「共同参画社会」と表現する。

今野委員：まったく私も同じ意見です。

副題では「男女」という表現は要らないと思います。「平等」はやはり引っかかります。

佐藤委員：システム・チェンジという言葉は、動きのある言葉なのでいいと思います。

このような動きのある副題はいいと思うのですが、「2 家庭における男女共同参画の実現」の副題だけが動きがないように感じます。

高木部会長：金子委員からは「男女」は付けずに、単に、「共同参画社会へのシステム・チェンジ」としてはどうか、という意見がだされましたが、菅原委員はどうでしょうか。

菅原委員：審議会で皆さんの御意見をいただいてよいのではないのでしょうか。

高木部会長：佐藤委員がおっしゃったとおり、動的な表現になっているので、副題としては「システム・チェンジ」という言葉を活かすべきだと思っています。

キャッチコピーとしてより良い案がありましたらどうぞお出してください。

では、この検討部会での原案といたしますか、審議会でより良い案が出ることを期待して、ということも付して「共同参画社会へのシステム・チェンジ」という副題にしておきたいと思えます。

それから、副題ではありませんが、施策の方向に「(4) 女性に対する暴力の根絶」が新たに加わっています。この辺はよろしいでしょうか。

では「2 家庭における男女共同参画の実現」に移ります。

佐藤委員からは、ここだけ副題が静的というか、ダイナミックな副題になっていないのではないか、という御意見が出されました。

この辺についての御意見はどうでしょうか。

金子委員：提案できる副題は持ち合わせておりませんが、動きがあるかどうかでいえば、確かに動きのない感じはいたします。

今野委員：「2 学校教育における男女共同参画の実現」の副題の形に倣うとすれば、菅原委員がおっしゃった言葉を利用して、「幸せの原点をともに築く」などはどうでしょうか。

佐藤委員：「原点」で結ばれています。

金子委員：そうですね。スタートラインのように見えます。

高木部会長：確かに他の副題は、「チェンジ」、「育む」、「誇り」と、動きなり変化を求める副題になっていますが、この副題だけが異なるように感じます。

恐らくは、その「原点」を再認識してほしい、家庭で男女共同参画を実現することによって幸せになっていきましょう、家庭の幸せはそこにあるのです、というのが、現計画策定時の想いだったと思われれます。

菅原委員はいかがでしょう。

菅原委員：「ともに築く幸せの原点」という副題を考えてきたのですが、共生の部分直しただけで、確かに動きがないという感じがします。

高木部会長：審議会で委員の方々からいい意見が出されることを願いつつ、この辺は要検討ということでお願いします。

それから、私の方から提案させていただいたものが2つございます。

1つは項目(1)から(5)の並べ替えです。事務局ではその辺はいかがでしょう。

猪股専門監：特に、順番にこだわって並べたものではありません。

高木部会長：先ほど私案を申し上げましたが、共に築く家庭生活の支援、子育てや介護に係る社会的支援と「支援」となってくると、言葉だけを括れば高齢者等の「自立支援」というのが一つの共通のキーワードとしてまとめられます。

しかし、ここで高齢者等への自立支援だけで良いのか、若者に対する支援でも良いのではないかという意見もあろうかと思えます。

「施策の方向」の順番についてはいかがでしょうか。

金子委員：言われてみると、高齢者の家庭に限らず支援するのであれば、順番を替えてもいいような気はいたします。

高木部会長：「(1) 共に築く家庭生活への支援」、「(2) 子育てや介護に係る社会的支援の充実」、次に出てくるものとして、今非常に大きな問題になっているのはDVの問題ではないかとも考えられます。

今野委員：そうですね。DVの問題は非常に大きいことなので、できるだけ上位に持っていった方が良くと思います。

個人的には「(5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援」も課題として大きいのではないかと考えています。

こういった中で、「(3) 高齢者等への自立支援」は唐突な感じがいたします。

金子委員：確かに「(5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援」というのは、それがあってから始まることなので、一番最後に位置付けるのもどうかと思います。

部会長が言われたように、高齢者等に限ることではなく、若年層も加えてもいいような気がします。

菅原委員：先ほどの事務局の御説明にもありましたが、私もDVに関しては、県としても力を入れなくてはいけない分野だと思いますので、上位に位置付けて良くと思います。

それから、高齢者等の「等」には、障害者も含まれるのでしょうか。

現計画の中には、障害者のことがあまり入っていないように思われます。

国の分野では、高齢者、障害者、外国人が出てくるのですが、県の取組の中に障害者の自立支援というのが入っていないように思います。

障害者の支援というのはかなり広範囲にあるので、他の分野と重なる、あるいは含まれるところが多いとは思いますが。

高木部会長：資料では、高齢者のほかには「単身者等」とされています。

猪股専門監：「現状と課題」のところでは書いたのですが、生涯未婚の方も増えているということと、離婚も増えていて、男性で一人暮らし、あるいは男性が自分の親と暮らして介護するということがあります。高齢者や単身者ということで、特に一人暮らしというのは、高齢者も含めて数的には増えています。

当然、高齢で平均寿命が長いということから、女性の単身世帯も増えているということですので、単身者を挙げました。

「等」で全てを包含できるかという問題はありますが、高齢者だけではないという問題意識はありましたので、高齢者だけではないという意味で、障害者等も含めるために高齢者にあえて「等」をつけています。

高木部会長：確かに、「2 家庭における男女共同参画の実現」の中に入っていると違和感がありますし、「高齢者等の自立支援」が浮き立って見えます。

障害者あるいは高齢者、一人暮らしは社会全体の問題です。国ではさらに外国人も含まれています。

ということになると、家庭よりももっと広い視点で考えるべき問題とも言えます。

むしろ、「1 社会全体における男女共同参画の実現」、あるいは「6 地域における男女共同参画の実現」に移すことも考えられます。

佐藤委員：「2 家庭における男女共同参画の実現」の中に入れておくと、県民の方々が見て、どういう意味か分からないのではないかと考えています。

「2 家庭における男女共同参画の実現」の中にこの項目があることに違和感を覚えます。

菅原委員：「6 地域における男女共同参画の実現」に移してみたらいかがでしょうか。

高木部会長：国の基本的な考え方(案)を見ても、個人的には「6 地域における男女共同参画の実現」移したほうが良いように思います。

宮城県全体として目指す「1 社会全体における男女共同参画の実現」に入れることにも違和感があります。

今野委員：単身者が入っているということであれば、なおのこと「6 地域における男女共同参画の実現」に入れて良いと思います。



高木部会長：生活なり社会参加ということが難しいような立場にいる人たちについて支援するという視点からすれば、さらに、単身者だけではなく、障害者も表記する。

高齢者等の「等」の部分で、「・」をつけて、国のように、障害者・単身者というように並列表記したほうが良いのではないのでしょうか。

さらに「等」とすれば、それ以外にも、孤立して生活に支障がちな人たちへの社会的な支援を通して、広い意味での共同参画社会になりうるわけです。

金子委員：そうですね。先ほど言われたように、各分野とも男女共同参画ということで関連するので、1つの分野だけで括れないのですが、介護などは、家庭内だけではなく、地域全体でカバーしあうという流れの考え方があるわけですから、「6 地域における男女共同参画の実現」に入れて良いと思います。

高木部会長：ということで、今菅原委員がおっしゃったとおりですが、高齢者だけではなく、「高齢者・障害者・単身者等」と表記し、そこには外国人も含む、ということでどうでしょうか。

(各委員：異論なし)

では事務局で、枠を変更して再作成願います。

では、「6 地域における男女共同参画の実現」に移す際に、「(1) 市町村における男女共同参画推進の支援」、「(2) 地域活動における男女共同参画の促進」、「(3) 国際的な視野と多文化共生の視点」となっていますが、「高齢者・障害者・単身者等への自立支援」を何番目に入れたらいいのでしょうか。

菅原委員：最後か、3番目でしょうか。

高木部会長：外国人も含めると考えると、(3)とも連動しますし、もちろん(1)とも連動する問題で、それらの各論とも言えます。

佐藤委員：むしろ各論になるのではないのでしょうか。

高木部会長：それでは両論併記としてはどうでしょうか。

つまり、「6 地域における男女共同参画の実現」に入れ込む際に、現在の(1)(2)(3)を(1)(2)(4)として、「高齢者・障害者・単身者等への自立支援」を(3)として入れ込む案が一つ。

もう一つは、「6 地域における男女共同参画の実現」の(1)(2)(3)のそれぞれについての各論として位置づけられる問題であるので、17ページから18ページにあります(1)(2)(3)に入れ込むという案です。

これにより、「2 家庭における男女共同参画の実現」の「施策の方向」は4項目になります。

ここで、横文字が多い、片仮名が多いということからすると、「家庭内暴力の根絶」として、ドメスティック・バイオレンスあるいはDVを括弧に入れて表記するのはいかがでしょうか。

今野委員：分かり易い言葉、日本語にして(DV)と表記してはどうでしょうか。

金子委員：各論のところでは、ドメスティック・バイオレンスと、きちんと説明していますから、あまりその点にこだわることもないような気がします。

高木部会長：では、新たな項目番号(3)になりますが、「家庭内暴力(DV)の根絶」というふうに表記することとします。

それから、「3 学校教育における男女共同参画の実現」です。

ここでは、先ほど申しましたように「共生と自立」と順番を替えて表記した方が良いと思いますがいかがでしょうか。

今野委員：男女共同参画からすると「共生と自立」の順で良いような気がします。

佐藤委員：どちらでも良いと思います。

菅原委員：どちらでも良いと思います。

高木部会長：それでは、審議会の場で元に戻されるかもしれませんが、「共生と自立」の順に替えて表記することとします。

金子委員：「3 学校教育における男女共同参画の実現」について意見があります。

「高校の男女共学化」が外れる関係で、おそらく事務局ではきっと悩まれて作られたんだと思うのですが、片仮名という意味ではなく、「施策の方向」の「キャリア・デザインに関する情報提供・意識啓発」として、10ページの丸印(○)の4つ目で、「社会経済情勢や労働環境が急速に変化する中、未来を担う若い人たちが、職業、そして結婚や出産等も見据えた自身のキャリア・デザインを描くことができるような情報提供・意識啓発が求められています。」とされています。

極端に言えば、事実、社会経済情勢や労働環境が急速に変化していて、キャリア・デザインを描くこと自体が今の情勢では難しいと思うのです。

一つの職業に就いて終身雇用できるのであれば、キャリア・デザインは描きやすいのですが、今の世の中はキャリアデザインを描くこと自体が難しい感じがするのです。

学校教育でキャリア・デザインを描くことも必要かもしれませんが、キャリア・デザインを描くことよりも、学校教育を終えて家庭に入る、社会で職場に就く、農林水産業に就くなどの次への移行期、学校を卒業するときの情報提供のほうが私は重要だと思います。

なぜそう思うかといいますと、市や県などで、出前講座などを実施されていますが、私の団体でも高校卒業生のために、就職する学生が多いところで、社会保険であるとか、これから生きていくための知識をそこで与えるという講座を開いております。

そのときに、出前講座ではないのですが、学校の卒業段階で男女共同参画に関する講義的なものがあればいいのであって、その後のキャリア・デザインというのはあまりに大き過ぎないかと思いました。

高木部会長：参考までに申し上げますと、キャリア・デザインというのは、大学でも文部科学省の方針で、科目の中に必ず入れることとされています。

大学卒業後は、すぐ社会に出て行くわけですから、そこできちんとしたデザイン、生涯設計をしないと手遅れになります。

デザイン、生涯設計をする、そこまでの連携として、小中高の中でキャリア・デザインに関する情報提供・意識啓発を行うというものです。

今野委員：小さいころから、教育の過程でいろいろな職業に触れる機会を設けるといのは大事なことだと思うので、「(2) キャリア・デザインに関する情報提供・意識啓発」はこのままで良いと思っています。

佐藤委員：これは大事なこととして言われていますし、今、志(こころざし)教育というように県でも言っていますので、この丸印(○)の4番目とその前の3番目が、むしろ大事なことだと思っています。

ですから、施策の方向の「(1) 男女共同参画に関する理解の促進」「(2) キャリア・デザインに関する情報提供・意識啓発」「(3) 健康教育の推進」の中で、最も具体的で最も実効性があると申しますか、現場でも受け入れられるものが「(2) キャリア・デザインに関する情報提供・意識啓発」だと思います。

高木部会長：基本的には、この「施策の方向」をそのまま維持し、かつ11ページのところでも維持していいのではないかなということなのですがいかがでしょうか。

佐藤委員：よろしいかと思っています。

高木部会長：菅原委員はどうでしょうか。

菅原委員：私はこのままでいいと思っていました。

金子委員が述べられているのは、結婚出産時期までは必要ということでしょうか。

金子委員：終身雇用が崩れており、経済情勢も悪く、急速に変化している中で、長いスパンのキャリア・デザインを情報提供するというのは、本当に実効性があるのだろうか疑問に感じたので発言しました。

ただ、国の施策の流れがあり、それを捉えて、本県も「施策の方向」に入れるのであれば問題ないと思います。

佐藤委員：「急速に変化する中」だからこそ、そういうものに右往左往しない「自分」を持たせたい、というような教育的な狙いがあると思うのです。

ですから、具体的・実践的な内容というよりは、意識啓発という面が強いのではないかと思います。ですからその前に情報提供をしなければいけない。

義務教育段階ですと、基本の基本、いわゆるキャリア教育といわれてきましたけれども、そういった基本的な知識と意識啓発です。

いわゆる、夢を持ちましょうというような教育をしているわけです。そうした中で、実効性があるかどうかはまた別の問題で、社会でいろいろな変化、どんな変化があったとしても、自分を見失わずに生きていくことができるということが、今は大事なことではないかと思えます。

金子委員：確かに、一つの言葉で置き換えれば、自分の夢を描け、ということだと思のですが、キャリア・デザインと聞くと、かなり長いスパンものをイメージします。

高木部会長：単純に訳せば生涯設計なのでしょうが、適切な日本語がまだ当てはめられておらず、キャリア・デザインとそのまま使っています。

人生全体、全般を通じた生涯の設計、ということからすると、もともとは抽象的なものなのですが、職業とは一体何なのかと考えたり、あるいは結婚にしても男女間の倫理観が揺れていると思うのです。

確かに危惧するところは分かりますが、そういうこともありますので、教育現場で考えるきっかけを与えるということは必要なことだと思います。

佐藤委員：キャリア・デザインという言葉が少し工夫できれば良いのでしょうか。

高木部会長：文部科学省でも使ってる言葉です。

金子委員：男女共同参画の所管はどこになりますか。

猪股専門監：内閣府です。

金子委員：一般的に使われているということですね。

猪股専門監：部会長がおっしゃったように、逆に言うと、なかなか適切な日本語が見つからないとも言えると思います。

高木部会長：それでは、次に進みます。

「4 職場における男女共同参画の実現」の副題である「女性の活躍は企業の誇り」について、違和感があるという意見がありました。

菅原委員どうでしょうか。

菅原委員：今野委員がおっしゃった副題が良いと思います。

今野委員：「女性の活躍は企業の誇り」という副題は、キャンペーン的で、旗としては凄くインパクトがあると思います。

実際、女性の活躍を推進するということをやっているのですが、今は、ダイバーシティという言葉も使われるようになってきています。そうした中で、「女性の活躍」より一つ先に行きたいという想いから、先ほどの副題を提案させていただきました。

ただ、現実としてはそこまで進んでいないこともあって、先行し過ぎかなという迷いもあります。

金子委員：前回の検討部会では、具体的な副題は提案できませんでしたが、女性の活躍は企業の誇りというのは、見方を変えれば、では男性の活躍はいらぬのか、という逆差別に当たるのではないかということを行いました。

高木部会長：先ほど佐藤委員がおっしゃったとおり、適材適所に、能力なり適性に応じて配属される、まさにダイバーシティがそうなんでしょうけれども、それが当たり前で、目指すところはそこなのでしょうが、それを妨げている一番の要素は、女性が出てこない、管理職に登用されていないということです。

統計数値からも、実際に、女性の管理職の割合は少ない、輝いている女性の割合が少ない

と言えます。

その背景にあるのは家庭の問題だと思うのです。

ですから、むしろ企業ベースで考えると、キャンペーンのキャッチフレーズとしての「女性の活躍は企業の誇り」は、それに対する反発も予想した上で、インパクトのある副題だと思います。

今野委員がおっしゃるように、「女性の活躍」より一つ先に行きたいという想いはあるけれども、現実はまだそこまで進んでいない、という気がします。

菅原委員：確かに、そこまでは進んでいないように思います。

高木部会長：市町村の女性管理職の割合などをみても、少しずつですが、右肩上がりであることは確かです。

佐藤委員：女性の割合を見ると、確かに一般企業の管理職のほうが、例えば学校の管理職よりも少なくなっています。ですから、ここでいう職場が企業ということであれば、学校の現場よりも、そういった意味では意識が遅れていると、数字の上での解釈ができると思うのです。

ですから、ここに企業という言葉を入れたのは、そういった意味合いも含めて、焚きつけるといいますか、そういう意味では一石を投じてると思われると思います。

そういった意味では大変よく分かるのですが。

高木部会長：まだ続くこのキャンペーンを、変えていった方がいいのかどうか。

佐藤委員：諸刃の剣で、まったく駄目とは思いませんし、プラス面だけを期待してこのままにするとということもできると思います。

高木部会長：確かに佐藤委員のおっしゃったとおり、法律あるいは条例で立場が守られている公務員と違って、企業の場合にはまさに、ジェンダーに対する意識が表れると思います。

ですから、こういった意識を変えていくということでは意味があるのではないかと思います。

菅原委員：それも良く分かります。

「(1) 職場における女性の参画の促進」だけではなく、男性の育休を取りやすい職場環境や仕事と生活調和として「(2) 仕事と生活の調和の推進」もやはり大事であることが言われています。

この(1)と(2)のどちらを強調したいか、ということになると思います。

高木部会長：では、部会としてはこのまま維持しますが、審議会への報告の中では、これについては異論が出されたこと、具体には、むしろもう一步先に進んだ副題を考えても良いのではないかと、という意見が出されたことを紹介することとしたいと思います。

「5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現」の副題である「ともに働き、輝きある暮らし」についてはいかがでしょうか。

佐藤委員：ここで言ってるのは、「経営」の意味ですよね。

高木部会長：一緒に働いてはいるけれども、例えばJAの役員などでは男性の方が多いということをおっしゃっているものだと思います。

これはこのまま維持しますか。

実際には、女性の労働力を欠かしてはやっていけないということなのですが、知っていながら、例えば法人化して経営した場合には、女性はなかなかその役員になっていない、管理職になっていないということだと思えます。

金子委員：先ほど言いましたけれども、例えば「女性の活躍は企業の誇り」と書くことで、男性への逆差別という話になるかという、必ずしもそうではなく、皮肉も含まれていると理解されて受け入れられると思います。

高木部会長：金子委員がおっしゃったことで思ったのですが、確かに「ともに働き、輝きある暮らし」というのは、抽象的、あるいは当たり前ではないかと思われそうですが、「(1) 経営への女性の参画促進」「(2) 起業支援」と、具体的な「施策の方向」を表記していますので、検討部会としてはこのまま維持していきたいと思えます。

「6 地域における男女共同参画の実現」については、先ほど申し上げたとおりです。

副題につきましては以上のとおりです。

次に、事務局から説明のありました、「1 社会全体における男女共同参画の実現」で、「(4) 女性に対する暴力の根絶」を新たに追加した点についてはいかがでしょうか。

金子委員：事務局から説明があったように、国に対応して作られており、社会全体としても必要なことですし、入れる分にはいいように思います。

今野委員：私も入れたほうがいいと思います。

高木部会長：入れてもいいのですが、なぜ女性に対する暴力なのでしょう。

男女間、つまり、男性へのドメスティック・バイオレンスも実は結構多いということがいわれています。

猪股専門監：条例等では「男女間」と表記しています。

ここであえて「女性に対する暴力の根絶」としましたのは、9割方被害者が女性だという性暴力を念頭に置いたものであるということと、国や他県においても同様に「女性に対する暴力の根絶」と表記されていることを意識したものです。

高木部会長：国でも、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」と重点分野として出しているのですが、その辺はもちろん理解いただけると思うのですが、若干気になったのは、女性だけではなく、いじめられてるお父さん、男性もいるということなのです。

そういう認識があったということであれば、とりあえずここでは「女性に対する暴力の根絶」としておきましょう。

それから最後に、指標の点について、一つだけ確認させてください。

1 ページ目の、育児休業取得率のところ、平成20年全国数値が出ていますが、その下の宮城県労働実態調査は何年でしょうか。

猪股専門監：平成21年です。

高木部会長：それを明記していただけますか。

ほかに指標の案について、意見がありましたらお願いします。

金子委員：一つだけ確認させていただきたいのですが、9ページの参考指標の「家事・介護・看護・育児に係る生活時間」で、男性有業、女性有業ともに時間が増えているのですが、これは一般的に増える傾向にある指標なのでしょうか。

猪股専門監：昔はほとんど家事をしない男性が多かったこともあり、男性については増えているものと思われまます。

金子委員：女性の有業も増えるのは、男女一緒にやれば、男性が増えて女性が減るのかなというイメージを描いていたのですが、女性有業の方も13分増えています。

猪股専門監：一般的に、日本の女性の家事育児関係の時間は、世界と比べても長いといわれています。女性有業で増えているのは13分ですが、逆に無業女性では11分減っています。

この辺は誤差の範囲もあると思われまます。

今野委員：育児休業取得率は、出産時点で籍のあった女性のうちの何パーセントで、出産前に退職した人などは入ってきません。

男性でも、今、自治体のトップの方も取り始めているとか、経営者とかも含めてそういう方々は、雇用身分ではないため、育児休業取得者として数えられないということになって、これだけで全て100パーセント達成といっても、この数字に出てこない部分にも大きな問題や成果があるので、法律上で育児休業を取得した人、ということをごどこかでうたえないかというような感じはいたします。

高木部会長：この指標についての説明も必要ではないかという御意見です。

今野委員がおっしゃった法律の規定、育児介護休業法に基づいて、とらなくてはいけないというのが義務付けされている範囲内ではこの指標です、ということは、見てとってくれる

とは思うのですが、他に別な指標がありますでしょうか。

今野委員：ただ、現実的には難しいとは思いますが。

高木部会長：例えば、出産を理由とした退職志願数はどうでしょうか。

猪股専門監：全国数値として、出産前後で退職をされる方は6割という数値を国の方では出していたかと思えます。

高木部会長：それは経年変化で出ているのでしょうか。

猪股専門監：経年変化というか、恐らく世論調査か内閣府の聞き取り調査の結果、女性についてやめざるを得なかったのが6割だったと記憶しています。

高木部会長：それが、過去に比べて増えているかどうか。

猪股専門監：減少傾向にはあって、これだけ景気が悪くなってきましたと、一度やめたらもう勤められないということがあります。参考指標として、世論調査なり県意識調査の結果にはなりますけれども、国の方は確か参考データとして出していました。

高木部会長：出せるのであれば、数値を出した方がよろしいかと思えます。

今野委員：この指標だけを見て、100%達成したのかと思われることが心配です。

猪股専門監：先ほど言われたM字カーブの話と絡めて必ず出てきますのでデータは取れます。

高木部会長：ではそのデータも参考指標の中に入れるということでお願いします。

佐藤委員：前回、物議を醸すようなことを申し上げました。

男女混合名簿などの指標を外す代わりに何を入れたらいいのか、ということになると思えます。

このキャリア・デザインという言葉自体はどうか分かりませんが、こういった教育をしているかどうか、ということは、核心に迫る部分ではないかと思えます。

ただそれが社会で本当にそのとおりになっていないということの問題はあるのですが、それは別として、教育の段階ではこんなことをしていますよ、といった傾向、内容のことが一つくらい入ってもいいのではないかと思っています。

高木部会長：データは取れますか。

佐藤委員：ただし、このデータに関しては、どういう質問項目にするかが問題になりますし、ほとんどの学校では、ある一定のことはやっています。

どんな項目にするかは即答できません。

高木部会長：男女混合名簿については賛否両論あるので、審議会にもっていきたいところです。時間になってしまいました。

一部まとまらないところもありましたが、現段階で取りまとめたものを審議会にお委ねしたいと思えます。

### (3) その他

その他特に、よろしいですか。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

## 3 その他

事務局：どうもありがとうございました。それでは次第の「3 その他」として、事務局から事務連絡をさせていただきます。

事務局：部会としての中間案につきましては、本日協議の中で修正、あるいは変更等された箇所を修正しまして、部会委員皆様に完成版をお送りさせていただきたいと思えます。

なお、来月になりますけれども、7月の5日、6日、7日の部局別の懇談会、7月14日の審議会につきましても、御出席のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。  
7月14日の審議会につきましては、追って御通知を申し上げます。以上でございます。

#### 4 閉会

事務局：本日は、これで会議を終了させていただきます。  
どうもありがとうございました。お疲れ様でございました。

